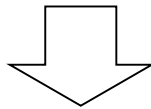


せいかつ ほ ご 生活保護について

せいかつ ほ ご せいど 生活保護制度とは

にほんこくけんぽうだい じょう もと しさん のうりよく かつよう
日本国憲法第25条に基づき、資産や能力をすべて活用しても
せいかつ こんきゅう かた たい こんきゅう ていど あ ひつよう
なお生活に困窮する方に対して困窮の程度に合わせて必要な
ほ ご おこな けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう じりつ
保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立
じょちょう せいど
を助長する制度です。



しさん のうりよく さいだいげんつか た ばあい
資産・能力を最大限使っても足りない場合に
ふそくぶん きんせん ぶつぴん おぎな せいど
不足分の金銭や物品を補う制度

しさん しゅうにゅう さいていせいかつひ み ばあい せいかつ ほ ご せいど
資産・収入が最低生活費に満たない場合に、生活保護制度が
りよう
利用できます。

せたいたんい 世帯単位

せいかつ ほ ご げんそく せたいたんい てきよう
生活保護は、原則として世帯単位で適用されます。

ほんにんしんせい 本人申請

ほんにん しんせい かいし こうとう しんせいかのう
本人の申請により開始します。(口頭でも申請可能)
ふようぎむしゃ どうきよ しんぞく しんせいかのう
扶養義務者または同居の親族も申請可能です。

せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利です。

せいかつ ほ ご ひつよう かのうせい
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるもの

そうだん
ですので、ためらわずにご相談ください。

せいかつ ほ ご り よ う な が 生活保護利用の流れ

①相談 ^{そうだん} 制度説明や生活のアドバイス ^{せいどせつめい} を行 ^{せいかつ} います。 ^{おこな}

伊丹市にお住まいの方は、伊丹市福祉事務所の窓口にお越しください。

②申請 ^{しんせい} 申請書・必要書類 ^{しんせいしょ} を提出 ^{ひつようしよるい} します。 ^{ていしゅつ}

申請用紙と、給与明細・預金通帳等の資産・収入がわかる資料

を提出していただきます。詳しくは相談の際にお話しします。

③調査 ^{ちようさ} 生活状況・資産等を調査 ^{せいかつじようきよう} します。 ^{しさんとう} ^{ちようさ}

^{しさん} ^{かつよう}
資産の活用

^{きんゆうきかんと} ^{ちようさ} ^{おこな}
金融機関等の調査を行います。

^{のうりよく} ^{かつよう}
能力の活用

^{しゅうろう} ^{かのう} ^{いりようきかん}
就労が可能かどうか医療機関へ
^{かくにん} ^{とう} ^{ちようさ} ^{おこな}
確認する等、調査を行います。
^{かのう} ^{かつよう} ^{ひつよう}
可能なら活用が必要です。

^{ほか} ^{せいど} ^{かつよう}
他の制度の活用

^{けんこうほけん} ^{ねんきん}
健康保険 年金

^{こようほけん} ^{かくしゅてあて} ^{とう}
雇用保険 各種手当 等

^{ふようぎむしゃ}
扶養義務者

^{しんぞくとう} ^{えんじょ} ^{ひと}
親族等で援助できる人がいるかを
^{ちようさ} ^{えんじょ} ^{かのう} ^{えんじょ}
調査し、援助が可能ならば援助を
もと
求めます。

④決定 ^{けってい} 生活保護の適用可否 ^{せいかつ ほ ご てきよう か ひ} を通知 ^{つうち} します。

⑤開始後 ^{かいしご} 地区担当員が訪問・支援 ^{ち く たんとういん} を行 ^{し えん} います。 ^{おこな}

おも ふじょ しゅるい 主な扶助の種類

せいかつふじょ 生活扶助	た き でんき すいどうとう にちじょうせいかつ ひつよう ひよう 食べるもの・着るもの・電気・ガス・水道等、日常生活に必要な費用
じゅうたくふじょ 住宅扶助	やちん ち だいとう じゅうたく ひつよう ひよう およ てんきよじ まえやちん しききんとう 家賃・地代等の住宅に必要な費用及び転居時の前家賃、敷金等
きょういくふじょ 教育扶助	がくようひん きょうざいひ つうしんひ ふく きゅうしょくひ がっきゅうひどう ぎむ きょういく ひつよう ひよう 学用品・教材費（通信費含む）・給食費・学級費等の義務教育に必要な費用、 かつどう ひよう クラブ活動にかかる費用
いりょうふじょ 医療扶助	びょういん ひつよう ひよう ちりょうざいりょうひ いりょういそうひ 病院にかかるために必要な費用、治療材料費、医療移送費
かいごふじょ 介護扶助	かいご う ひつよう ひよう 介護を受けるために必要な費用
しゅっさんふじょ 出産扶助	しゅっさん ひつよう ひよう 出産をするために必要な費用
せいぎょうふじょ 生業扶助	ぎじゅつ ぎのう み つ ひつよう ひよう しごと つ ひつよう ひよう 技術や技能を身に付けるために必要な費用、仕事に就くために必要な費用 こうこうしゅうがく ひつよう ひよう きょうざいひ つうがくこうつうひ かつどう ひよう 高校就学のために必要な費用（教材費、通学交通費、クラブ活動にかかる費用）
そうさいふじょ 葬祭扶助	そうさい ひつよう ひよう 葬祭のために必要な費用

せいかつ ほ ごじゅきゅうしゃ ぎむ 生活保護受給者の義務

- はたら で き ひと はたら ぎむ
働くことが出来る人は働く義務があります。
- びょうき はたら ひと ちりょう せんねん じりつ む つと
病気で働けない人は治療に専念し、自立に向けて努めなければなりません。
- 健康診断を受ける等、健康の保持・増進に努めてください。
- か ごとう せいかつひ ろうひ けいかくてき せいかつ ほ ご ひ
パチンコや賭け事等で生活費を浪費せず、計画的に生活保護費を使ってください。
- ふくしじむしょ おこな しどう し じ まも ひつよう
福祉事務所が行う指導や指示は守っていただく必要があります。
- しゅうにゆう しさんとう え ばあい てんきよ しゅうしょくとうせいかつじょうきょう へんか ふくしじむしょ とどけ
収入・資産等を得た場合や、転居・就職等生活状況の変化は、福祉事務所に届
て
出なければなりません。

※ とどけで ばあい ふせいじゅきゅう と あつか のうせい
届出がなかった場合は不正受給として取り扱う可能性があります。

よくある質問

Q. 収入・資産があると、生活保護は受けられないのですか？

A. 収入や資産があっても厚生労働大臣の定める最低生活費の基準未満であれば生活保護を受給できる場合があります。

Q. 自動車の所有・運転は認められますか？

A. 原則として認められません。

Q. 同居家族の一部だけが受けることはできますか？

A. 生活保護は世帯単位で適用されますので、例外を除き一人だけが受けることはできません。

Q. 借金があったら受けられないのですか？

A. 保護は受けられますが、保護費から借金の返済はできません。債務の整理を行っていく必要があります。

Q. 生命保険は解約する必要がありますか？

A. 解約返戻金が少額で、保険料も少額な場合は認められるものもあります。

Q. ホームレス等、家がない人は申請できますか？

A. 家がなくとも申請はできます。施設を利用することも出来ますので福祉事務所に相談ください。

Q. DVで家を離れていますが申請したら家族に連絡されますか？

A. DVなどの特別な事情がある場合には、扶養調査を見合わせることもあります。

※上記についてはあくまでも原則ですので、詳細については福祉事務所に

相談ください。

とおあさき
＜お問い合わせ先＞

伊丹市福祉事務所 生活支援課

でんわ
電話072-782-8605